

<3 水害は防げる>

3-3 鬼怒川水害の裁判で分かったその他の問題

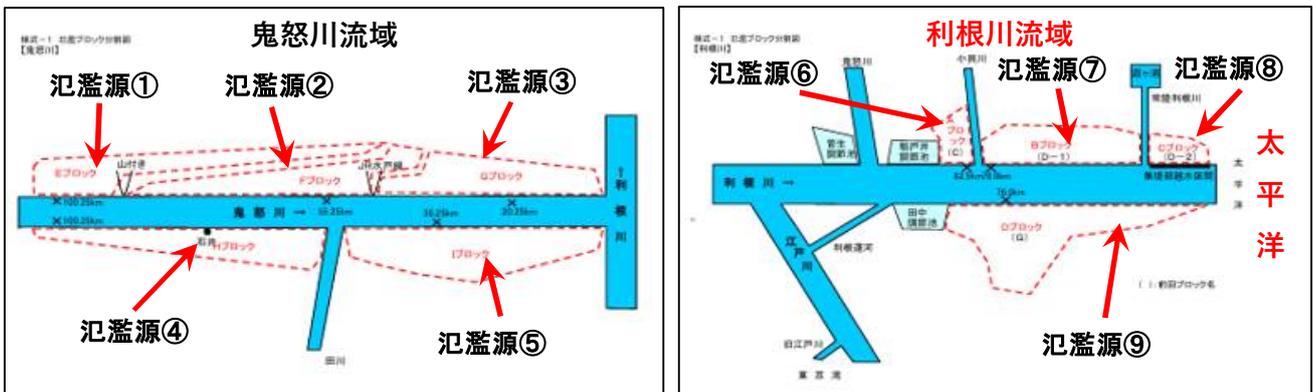
3-3-2 治水経済調査マニュアル(案)は大問題。費用対効果をバブルのごとく膨らませるだけ。(1)

冒頭に、治水経済調査マニュアル(案)はダムを作るため、費用対効果を異常に大きくするもの。裁判でも問題にしていますが、絶対に河川の改修計画で使用するようなものではありません。スライドダウンも建前は『堤防の高さも質も考慮したもの』と言っていますが、本音は『被害額を大きくするために必要なこと』でした。

1. 治水経済調査マニュアル(案)は現実の費用対効果を表していない。異常な金額(高額)です。

(1) 被害発生ブロック(氾濫原)は異常に多い。(全く現実離れしている)

皆さん、湯西川ダムは鬼怒川上流、栃木県の山中にあります。このダムの被害を計算する場所は9箇所、銚子市や神栖市での氾濫被害まで入っているのはご存じですか？下図を見てください。



この9つの氾濫源(ブロック)で同時に決壊し、しかも被害額は各ブロックの最大の金額を合計したもので計算するようにしたのがこの『治水経済調査マニュアル(案)』です。例えて言えば、①栃木県日光市、②真岡市、③常総市、④宇都宮市、⑤結城市、⑥取手市、⑦稲敷市、⑧神栖市、⑨銚子市の9箇所が同時に決壊し、大洪水になる可能性は、現実的にはほぼ無いと思います。

2015年9月の関東・東北豪雨(鬼怒川大水害)は、昭和50年の観測開始以降最多の雨量、観測史上1位の値を更新しましたが、決壊し甚大な被害は氾濫原③の1ブロックのみでした。

被害総額は一般的に【被害額】×【発生回数】で計算されると思いますが、【被害額】も現実離れた多さで、【発生回数】もスライドダウンと言う屁理屈で回数を多くするようにしています。

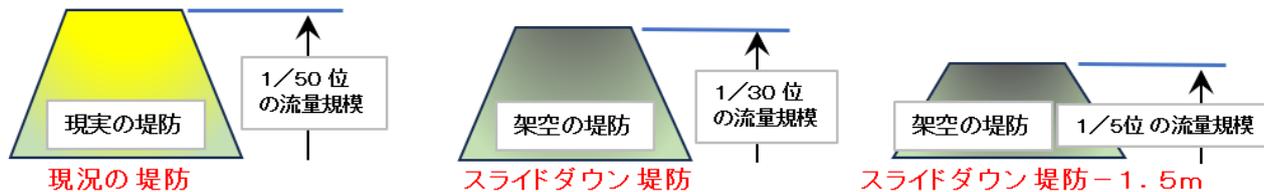
ダムを作りたい国交省が『1』の被害額を『5』にも『10』にもしているのがこのマニュアル(案)です。

(2) 洪水規模(発生回数を多くする)を小さくするためのスライドダウン。

建前は『堤防の質』と言っているが、現況堤防高は計画高水位よりも高いので、鬼怒川なら1/50位利根川なら1/100位より少ない流量規模にはならない。よって被害額が小さく費用対効果は小さい。よって堤防の高さを低くしなければならぬので、低くする理由でスライドダウンを持ち出している。

＜スライドダウンが必要な本音＞

鬼怒川の河川整備計画の計画高水流量は1/50(50年に1度の洪水)位の流量規模を安全に流せる。
利根川の河川整備計画の計画高水流量は1/100(100年に1度の洪水)位の流量規模を安全に流せる。
現況堤防の1/50や1/100では被害額が小さすぎる。被害額を大きくするには堤防を低くするしかない。



現況堤防は計画高水位よりも高いので、50年に1度位の洪水規模以下では越水しない。

スライドダウン堤防の高さだと、30年に1度位の洪水で越水する箇所が出てくる。

スライドダウン堤防-1.5mの高さまで高さを下げると、5年に1度位の洪水で越水する箇所が出てくる。
(利根川の余裕高は-2.0m)

実際の費用対効果の計算式では無いが、現況堤防、スライドダウン堤防、スライドダウン堤防-1.5mの高さの流量規模の前提で算出するとどうなるかが下表です。現況堤防高さで被害額(年平均被害額)は4億円でも、1/5の流量規模で越水する高さまでスライドダウンさせれば70億円(18倍)になる。

＜参考＞ 『現況堤防』から『スライドダウン堤防-1.5m』で変わる年平均被害額 単位: 百万円

流量規模	被害額			現状堤防		スライドダウン堤防		スライドダウン堤防-1.5m			
	① 事業をしない時	② 事業をした時	③=①-② 軽減額	④ 区間確立	③×④年平均均被害額	④ 区間確立	③×④年平均均被害額	④ 区間確立	③×④年平均均被害額		
1/5	30,000	10,000	20,000		対象無		対象無	0.200	4,000		
1/10	30,000	10,000	20,000		対象無		対象無	0.100	2,000		
1/30	30,000	10,000	20,000		対象無	0.033	660	0.033	660		
1/50	30,000	10,000	20,000	0.020	400	0.020	400	0.020	400		
					1年間の平均被害額 400		-		1060		7,060

次項で、湯西川ダム建設事業(平成22年8月3日)のケースを例にスライドダウンの説明をします。

下方の表は、治水経済評価マニュアル(案)に記載されている内容の抜粋です。参考まで。

＜治水経済調査マニュアル(案)の抜粋＞

頁は平成17年4月のもの

1頁: 治水経済調査は、堤防やダム等の治水施設の整備によってもたらされる経済的な便益や費用対効果を計測することを目的として実施されるものである。

6頁: 評価対象期間は整備期間+50年間。

7頁: 堤体内の土質材料を正確に把握することが難しく、堤防の相対的な安全度評価はなし得たとしても、絶対的な安全度評価を行うことは不可能に近く、特定の堤防を評価することは困難である。… 堤防の高さだけでなく、堤防の質も含めた機能評価を行うこととする。

この方法としては、堤体内への河川水浸透に対する安全性を一つの判断基準として、これを堤体幅で評価することとし、定期断面によるスライドダウンを行って堤防の高さを補正する。

各防御氾濫原で流下能力を超えた時点から越水氾濫が始まるものとして被害額の算定を行うものとする。

破堤する地点は、… 防御対象氾濫原毎に被害が最も大きくなる地点において破堤が生じることとする。

* 氾濫原とは、対象とする河川が溢水・破堤氾濫した場合に、その氾濫水により浸透する区域を包括する区域。